（内閣府設置法の一部改正）

第七条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十三号を次のように改める。

十三　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第十条）
第三章　建築主が講ずべき措置
　第一節　特定建築物の建築主の基準適合義務等（第十一条―第十八条）
　第二節　一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置（第十九条―第二十二条）
　第三節　特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第二十三条―第二十六条）
　第四節　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（第二十七条・第二十八条）
第四章　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条）
第五章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第三十六条―第三十八条）
第六章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
　第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十九条―第五十五条）
　第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十六条―第六十二条）
第七章　雑則（第六十三条―第六十六条）
第八章　罰則（第六十七条―第七十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建築物　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

二　エネルギー消費性能　建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第一項及び第二十九条第一項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

三　建築物エネルギー消費性能基準　建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四　建築主等　建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

五　所管行政庁　建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項

二　建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

三　建築物のエネルギー消費性能の向上のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要事項

3　基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4　国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

5　国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（国の責務）

第四条　国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

3　国は、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4　国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5　国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。